

令和3年4月から水道料金等の制度を見直します

～ 枚方市上下水道局からのお知らせ ～

大口径(40mm以上)の水道メーターをご使用のお客さまへ

平素は、本市の上下水道事業にご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

枚方市上下水道局では、将来にわたり水道施設を適切に維持・更新し、健全な経営のもとで持続可能な水道事業をめざすため、令和3年4月から「適正な原価（総括原価）（※1）に基づく制度」、「水需要減少の現状に応じた制度」、「費用負担の公平性の確保が図られた制度」を取り入れた、新たな料金制度を導入します。

今回の主な見直しとして、水道メーターの口径が大きくなればなるほど、維持管理にかかる費用も大きくなることを踏まえ、公平性の確保を図る観点から、口径ごとに基本料金として相応の費用負担をいただくこととなります。お客さまには、ご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、ご使用口径別の水道料金早見表を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

(※1)総括原価とは、量水器(メーター)関係、施設維持管理費、動力費等、上下水道事業を適正に維持・運営していくために必要な費用。

【水道料金の見直しについて】

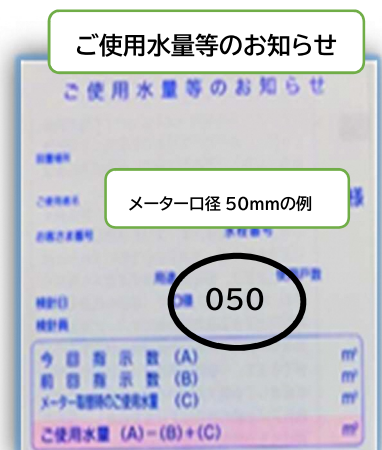
●基本料金を40mm以上の大口径においては、口径ごとに料金表を設定します。(水道のみ)

大口径メーターは一度に多くの水を使うことができ、水道施設への負担も口径に比例して増加することから、「費用負担の公平性の確保」と「適正な原価（総括原価）」の考え方にに基づき、口径に応じた基本料金とします。

※水道メーターの口径の大きさは、「ご使用水量のお知らせ（検針票）」に表示しています。

現行制度		新制度		
全口径一律		小口径 13・20・25mm	大口径の基本料金	
基本料金	692円	基本料金 660円	40mm	5,486円
			50mm	9,957円
			75mm	27,051円
			100mm	55,164円
			150mm	157,319円

(税抜)



●従量料金の逡増度を緩和します。(水道のみ)

現在の従量料金は、使用水量が多いほど1 m³あたりの料金単価が高くなる逡増制を採用しています。

新制度では口径ごとに標準水量(※2)を設け、標準水量以上使用された場合に、従量料金では現行よりも安価になるなど、単価設定を工夫するとともに、逡増度の緩和を図っています。詳しくは、裏面の「水道料金の単価比較表(一般用)」をご覧ください。

(※2)標準水量：口径に応じて標準的に使用する水量

水道料金の単価比較表（一般用）

単位:円(税抜)

	水量区分(m ³)	現 行	改定後					
		全口径一律	25mm 以下	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
従 量 料 金	1～8m ³	0	4	87	87	87	87	87
	9～10m ³	104	105	147	214	246	272	298
	11～20m ³	117	118					
	21～30m ³	140	141					
	31～50m ³	178	179	237	235	255	280	300
	51～100m ³	248	249					
	101～200m ³	256	257	254	248	300	321	300
	201～300m ³	292	293	285	270			
	301～500m ³			334	335	334	333	332
	501～1000m ³	334	335					334
	1001～3000m ³			334	335	334	333	
	3001m ³ 以上	334	335					334

●基本水量を廃止します。（下水道も同じ）

基本水量は、水道が完全に普及していない時代、生活に最低限必要な水量を基本料金に含め、使用者全体に用意することで、水道の使用を促進し、健康を守るために全国的に導入されました。水道の使用が当たり前になった現在、その役目は果たしたものと考えられることから廃止するものです。

●使用水量を均等割で算出している集合住宅等（※）について

※1個の水道メーターを共用で使用する2戸以上の独立した住居で構成されるマンションなどの建物

現在、使用水量を届出戸数により均等割で算出している集合住宅等については、届出されている戸数の水道メーターの口径を25mm以下にみなし、これまでどおりの料金計算となります。（散水栓や共用栓については、口径による料金になります。）

●廃業等による大口径から小口径へのみなし口径の適用について

口径40mm以上の水道メーターをお使いの店舗兼住宅等にお住まいの方で、廃業等によりご家庭での使用のみとなり、使用水量が少なくなられた方につきましては、「みなし口径（小口径メーターとみなす）」を適用できる場合があります。なお、適用には申請が必要ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【下水道使用料の見直しについて】

水道料金制度の見直しに合わせて、本使用料に含まれている基本水量8m³を廃止します。

今回の料金制度の見直しの詳細については、広報ひらかた1月号及び1月から2月にかけて配布予定のチラシをご覧ください。

【お問い合わせ先】

枚方市上下水道局 お客さまセンター
 〒573-1030 枚方市中宮北町20番3号
 TEL (072)848-5518 FAX (072)898-7760
 Email : suiokya@city.hirakata.osaka.jp
 営業時間 平日9:00～17:30
 （土・日・祝日はお休みとなります。）